

平成27年9月18日

平成27年登米市議会定例会
9月定期議会 議案
(その3)

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
同 意 第 2 号	副市長の選任につき同意を求めることについて	1
議案第 114 号	登米市市長及び副市長の給料の月額の特例に関する条例の制定 について	2

同意第2号

副市長の選任につき同意を求めることについて

次の者を副市長に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定に基づき、議会の同意を求める。

平成27年9月18日提出

登米市長 布施 孝 尚

氏 名	藤 井 敏 和
住 所	登米市迫町

議案第 114 号

登米市市長及び副市長の給料の月額の特例に関する条例の 制定について

登米市市長及び副市長の給料の月額の特例に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 27 年 9 月 18 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市市長及び副市長の給料の月額の特例に関する条例

市長及び副市長の給料の月額は、平成 27 年 10 月 1 日から同月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）に係るものに限り、登米市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（平成 17 年登米市条例第 54 号）第 3 条の規定にかかわらず、それらの者に対応する同条例別表第 1 の給料月額欄に掲げる額（以下「基礎額」という。）から当該基礎額に 100 分の 10 を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額及び特例期間中に退職した場合の退職時の給料の月額は、基礎額とする。

附 則

この条例は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。